

浄化槽清掃業許可証

許可番号：第 1 号

許可年月日：昭和61年9月1日

| 自治体名 | 許可証 (写) 掲載ページ |
|------|------------------|
| 千代田区 | … 2 |
| 中央区 | … 3 |
| 港区 | … 4 |
| 新宿区 | … 5 |
| 文京区 | … 6 |
| 台東区 | … 7 |
| 墨田区 | … 8 |
| 江東区 | … 9 |
| 品川区 | … 10 |
| 目黒区 | … 11 |
| 大田区 | … 12 |
| 世田谷区 | … 13 |
| 渋谷区 | … 14 |
| 中野区 | … 15 |
| 杉並区 | … 16 |
| 豊島区 | … 17 |
| 北区 | … 18 |
| 荒川区 | … 19 |
| 板橋区 | … 20 |
| 練馬区 | … 21 |
| 足立区 | … 22 |
| 葛飾区 | … 23 |
| 江戸川区 | … 24 |

許可番号 第 1 号

許 可 証

住 所 東京都江戸川区篠崎町三丁目2番6号

氏 名 三和清運株式会社

代表取締役 吉岡 均

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

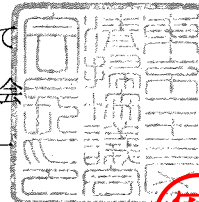
浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和5年6月13日

千代田区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健



写

記

- 許可年月日 昭和61年9月1日
- 許可の期限 年 月 日まで
- 許可の条件

この許可に不服がある場合には、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、千代田区長に対して審査請求をすることができます。

許可番号 第 1 号

許 可 証

住 所 東京都江戸川区篠崎町三丁目2番6号

氏 名 三和清運株式会社

代表取締役 吉岡 均

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

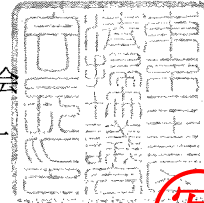
浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和5年6月13日

中央区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健一



記

- 許可年月日 昭和61年9月1日
- 許可の期限 年 月 日まで
- 許可の条件

この許可に不服がある場合には、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、中央区長に対して審査請求をすることができます。

許可番号 第 1 号

許 可 証

住 所 東京都江戸川区篠崎町三丁目2番6号

氏 名 三和清運株式会社

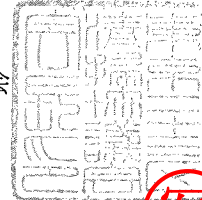
代表取締役 吉岡 均

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和5年6月13日

港区長の名において
東京二十三区清掃協議会
会長 吉住 健一



写

記

- 許可年月日 昭和61年9月1日
- 許可の期限 年 月 日まで
- 許可の条件

この許可に不服がある場合には、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、港区長に対して審査請求をすることができます。

許可番号 第 1 号

許 可 証

住 所 東京都江戸川区篠崎町三丁目2番6号

氏 名 三和清運株式会社

代表取締役 吉岡 均

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和5年6月13日

新宿区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健一



写

記

- 許可年月日 昭和61年9月1日
- 許可の期限 年 月 日まで
- 許可の条件

この許可に不服がある場合には、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、新宿区長に対して審査請求をすることができます。

許可番号 第 1 号

許 可 証

住 所 東京都江戸川区篠崎町三丁目2番6号

氏 名 三和清運株式会社

代表取締役 吉岡 均

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

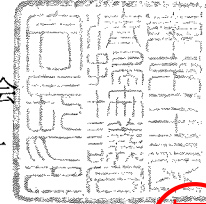
浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和5年6月13日

文京区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健一



写

記

- 許可年月日 昭和61年9月1日
- 許可の期限 〃年〃月〃日まで
- 許可の条件

この許可に不服がある場合には、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、文京区長に対して審査請求をすることができます。

許可番号 第 1 号

許 可 証

住 所 東京都江戸川区篠崎町三丁目2番6号

氏 名 三和清運株式会社

代表取締役 吉岡 均

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

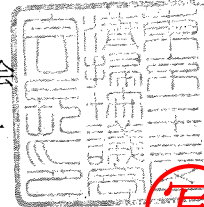
浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和5年6月13日

台東区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健一



写

記

- 1 許可年月日 昭和61年9月1日
- 2 許可の期限 年 月 日まで
- 3 許可の条件

この許可に不服がある場合には、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、台東区長に対して審査請求をすることができます。

許可番号 第 1 号

許 可 証

住 所 東京都江戸川区篠崎町三丁目2番6号

氏 名 三和清運株式会社

代表取締役 吉岡 均

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

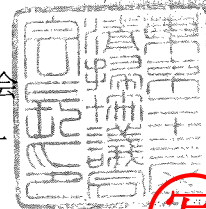
浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和5年6月13日

墨田区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健一



写

記

- 許可年月日 昭和61年9月1日
- 許可の期限 年 月 日まで
- 許可の条件

この許可に不服がある場合には、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、墨田区長に対して審査請求をすることができます。

許可番号 第 1 号

許 可 証

住 所 東京都江戸川区篠崎町三丁目2番6号

氏 名 三和清運株式会社

代表取締役 吉岡 均

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

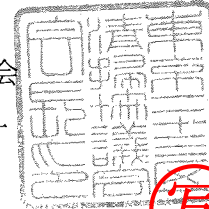
浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和5年6月13日

江東区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健一



記

- 1 許可年月日 昭和61年9月1日
- 2 許可の期限 年 月 日まで
- 3 許可の条件

この許可に不服がある場合には、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。

許可番号 第 1 号

許 可 証

住 所 東京都江戸川区篠崎町三丁目2番6号

氏 名 三和清運株式会社

代表取締役 吉岡 均

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

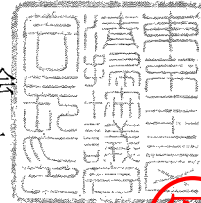
浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和5年6月13日

品川区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健一



記

- 1 許可年月日 昭和61年9月1日
- 2 許可の期限 _____年____月____日まで
- 3 許可の条件

この許可に不服がある場合には、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、品川区長に対して審査請求をすることができます。

許可番号 第 1 号

許 可 証

住 所 東京都江戸川区篠崎町三丁目2番6号

氏 名 三和清運株式会社

代表取締役 吉岡 均

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

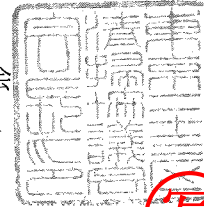
浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和5年6月13日

目黒区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健一



記

- 1 許可年月日 昭和61年9月1日
- 2 許可の期限 _____年____月____日まで
- 3 許可の条件

この許可に不服がある場合には、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、目黒区長に対して審査請求をすることができます。

許可番号 第 1 号

許 可 証

住 所 東京都江戸川区篠崎町三丁目2番6号

氏 名 三和清運株式会社

代表取締役 吉岡 均

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

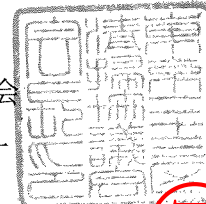
浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和5年6月13日

大田区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健一



写

記

- 許可年月日 昭和61年9月1日
- 許可の期限 年 月 日まで
- 許可の条件

この許可に不服がある場合には、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、大田区長に対して審査請求をすることができます。

許可番号 第 1 号

許 可 証

住 所 東京都江戸川区篠崎町三丁目2番6号

氏 名 三和清運株式会社

代表取締役 吉岡 均

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

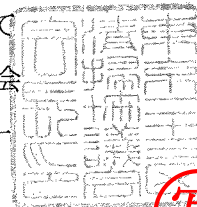
浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和5年6月13日

世田谷区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健



記

- 許可年月日 昭和61年9月1日
- 許可の期限 年 月 日まで
- 許可の条件

この許可に不服がある場合には、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、世田谷区長に対して審査請求をすることができます。

許可番号 第 1 号

許 可 証

住 所 東京都江戸川区篠崎町三丁目2番6号

氏 名 三和清運株式会社

代表取締役 吉岡 均

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

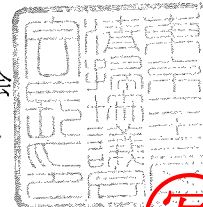
浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和5年6月13日

渋谷区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健一



写

記

- 許可年月日 昭和61年9月1日
- 許可の期限 年 月 日まで
- 許可の条件

この許可に不服がある場合には、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、渋谷区長に対して審査請求をすることができます。

許可番号 第 1 号

許 可 証

住 所 東京都江戸川区篠崎町三丁目2番6号

氏 名 三和清運株式会社

代表取締役 吉岡 均

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

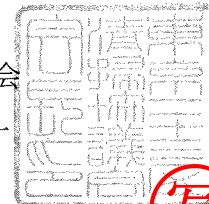
浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和5年6月13日

中野区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健一



写

記

- 許可年月日 昭和61年9月1日
- 許可の期限 年 月 日まで
- 許可の条件

この許可に不服がある場合には、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、中野区長に対して審査請求をすることができます。

許可番号 第 1 号

許 可 証

住 所 東京都江戸川区篠崎町三丁目2番6号

氏 名 三和清運株式会社

代表取締役 吉岡 均

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

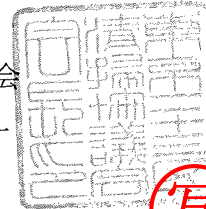
浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和5年6月13日

杉並区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健一



写

記

- 許可年月日 昭和61年9月1日
- 許可の期限 年 月 日まで
- 許可の条件

この許可に不服がある場合には、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。

許可番号 第 1 号

許 可 証

住 所 東京都江戸川区篠崎町三丁目2番6号

氏 名 三和清運株式会社

代表取締役 吉岡 均

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

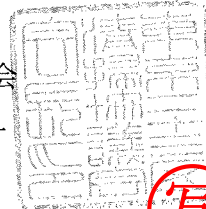
浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和5年6月13日

豊島区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健一



写

記

- 許可年月日 昭和61年9月1日
- 許可の期限 年 月 日まで
- 許可の条件

この許可に不服がある場合には、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、豊島区長に対して審査請求をすることができます。

許可番号 第 1 号

許 可 証

住 所 東京都江戸川区篠崎町三丁目2番6号

氏 名 三和清運株式会社

代表取締役 吉岡 均

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

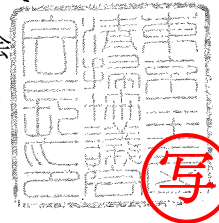
浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和5年6月13日

東京都北区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健一



記

- 許可年月日 昭和61年9月1日
- 許可の期限 年 月 日まで
- 許可の条件

この許可に不服がある場合には、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます。

許可番号 第 1 号

許 可 証

住 所 東京都江戸川区篠崎町三丁目2番6号

氏 名 三和清運株式会社

代表取締役 吉岡 均

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

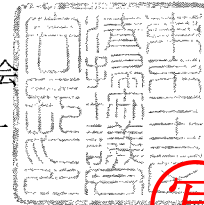
浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和5年6月13日

荒川区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健一



記

- 許可年月日 昭和61年9月1日
- 許可の期限 年 月 日まで
- 許可の条件

この許可に不服がある場合には、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、荒川区長に対して審査請求をすることができます。

許可番号 第 1 号

許 可 証

住 所 東京都江戸川区篠崎町三丁目2番6号

氏 名 三和清運株式会社

代表取締役 吉岡 均

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

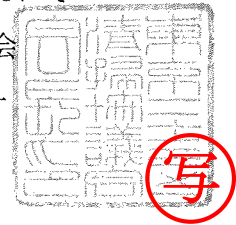
浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和5年6月13日

東京都板橋区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健一



記

- 1 許可年月日 昭和61年9月1日
- 2 許可の期限 _____年____月____日まで
- 3 許可の条件

この許可に不服がある場合には、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都板橋区長に対して審査請求をすることができます。

許可番号 第 1 号

許 可 証

住 所 東京都江戸川区篠崎町三丁目2番6号

氏 名 三和清運株式会社

代表取締役 吉岡 均

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

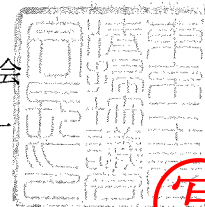
浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和5年6月13日

練馬区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健一



写

記

- 許可年月日 昭和61年9月1日
- 許可の期限 年 月 日まで
- 許可の条件

この許可に不服がある場合には、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、練馬区長に対して審査請求をすることができます。

許可番号 第 1 号

許 可 証

住 所 東京都江戸川区篠崎町三丁目2番6号

氏 名 三和清運株式会社

代表取締役 吉岡 均

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

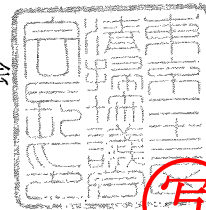
浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和5年6月13日

足立区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健一



記

- 許可年月日 昭和61年9月1日
- 許可の期限 年 月 日まで
- 許可の条件

この許可に不服がある場合には、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、足立区長に対して審査請求をすることができます。

許可番号 第 1 号

許 可 証

住 所 東京都江戸川区篠崎町三丁目2番6号

氏 名 三和清運株式会社

代表取締役 吉岡 均

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

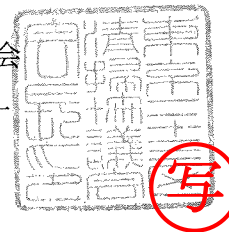
浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和5年6月13日

葛飾区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健一



記

- 許可年月日 昭和61年9月1日
- 許可の期限 年 月 日まで
- 許可の条件

この許可に不服がある場合には、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、葛飾区長に対して審査請求をすることができます。

許可番号 第 1 号

許 可 証

住 所 東京都江戸川区篠崎町三丁目2番6号

氏 名 三和清運株式会社

代表取締役 吉岡 均

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

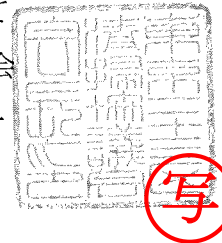
浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和5年6月13日

江戸川区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健一



記

- 1 許可年月日 昭和61年9月1日
- 2 許可の期限 年 月 日まで
- 3 許可の条件

この許可に不服がある場合には、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、江戸川区長に対して審査請求をすることができます。